



コピーOK

利用の際は必ず下記サイトを確認ください。  
[www.bunka.go.jp/jiyuriyo](http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)

## クレームドラフティングコンテストの解説

クレームドラフティングコンテスト開催委員会

※第1回クレームドラフティングコンテストまとめ

(<http://togetter.com/li/65506>)

解説前に・・・

### ☆ルール紹介

ルールその①：回答期限は出題から1時間以内

ルールその②：クレームは135文字以内

ルールその③：回答チャンスは1人1回のみ

投稿されたクレームは、投票結果と審査委員による審査結果との合計で順位づけします。

### ☆クレームって何？

クレームとは日本語で特許請求の範囲（又は請求項）と言い、特許出願に必要とされる項目（書類）の一つです。そして、クレームドラフティングとは、このクレーム案を作成することを言います。

このクレームを一言でいえば、「発明を端的に言葉で表現したもの」です。これが、特許庁での審査対象となると共に、特許権の取得後は特許権の権利範囲を定める基準となるため、特許実務では最重要項目とされています。

### ☆クレームの作成方法（一例）

①発明を表現するために必要な構成要素を列挙します。

例えば、先割れスプーンの場合、持つ部分（柄）と、すくう部分（凹部）と、刺す部分（突起）の3つが挙げられます。

②列挙した各構成要素を、それぞれの関係性が分かるように並べます。この際に、既に記



コピーOK

利用の際は必ず下記サイトを確認ください。  
[www.bunka.go.jp/jiyuriyo](http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)

載された要素は「前記〇〇」と書くのがルールです。

例えば、「持つ部分と、前記持つ部分に接続されたすくう部分と、前記すくう部分に形成された刺す部分とを備えた食器。」などと記載します。ここでは、持つ部分とすくう部分とが接続されていること、そして、刺す部分がすくう部分に形成されていることを記載しています。これによって、3つの構成要素の相互関係が明確になっているのです。

### ☆クレームドラフティングのポイント

①クレームから発明の内容が理解できること（発明の本質を過不足なく表現していること）  
※一般に、「クレームの記載から対象物の絵が描けるように書く」と言います。

②クレームに記載された発明の範囲が、現在及び将来の、自社製品（自社の実施予定形態）及び他社製品（他社の実施予定形態）をカバーしていること、特に不要な限定をしていないこと、簡単に代替製品を作れるものではないこと ※一般に「権利範囲が広い」と言います。

③特許要件を満たすこと、特に従来技術を含んでいないこと、不明確・不明瞭でないこと（特許法 36 条の形式的要件を満たすこと） ※一般に「特許要件を満たす」と言います。

### ☆スポンサー様



双京知的財産事務所

(<http://soukyo.jp>)

第1回クレームドラフティングコンテストは双京知的財産事務所様の御後援で開催されました。

### ☆注意事項

本解説は複製・再配布が自由に行えますが、講演・研修等の**営利目的で利用される場合は、クレームドラフティングコンテスト開催委員の許可が必要となります。**

ご利用をご希望される方は「[benrishikoza@mail.goo.ne.jp](mailto:benrishikoza@mail.goo.ne.jp)」までご連絡ください



コピーOK

利用の際は必ず下記サイトを確認ください。  
[www.bunka.go.jp/jiyuriyo](http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)

## クレームドラフティングコンテストの解説

### 【問題】

従来、スプーン及びフォークがあったと仮定して、新発明である先割れスプーンを独占的に製造販売するために適切なクレームを作成せよ。

※参考資料 「先割れスプーン」(<http://bit.ly/dBiLSU>)

### 【総合解説】

今回のポイントは、持つ部分（柄）と、すくう部分（凹部）と、刺す部分（突起）の3つをしっかり挙げられているかが、まず大きなポイントとなります。その上で、特徴である刺す部分をいかに表現するかが問われています。

さらに、基本的な良いクレームとは、①明確なクレーム又は②権利範囲の広いクレームといえます。この点、どちらが優れたクレームであるとは言えず、両者のちょうどよい中間点を採るのが最良のクレームであり、クレーム作成者の腕の見せ所でもあります。今回も、明確性に重きを置いて限定的な表現を多くしたクレームと、権利範囲を広くするために限定的な表現を極力少なくしたクレームとに大別できます。解説においては、両視点から意見を付けておりますが、その意見に従うことが望ましいというわけではありません。

ところで、今回はスプーンを主眼に置いてクレームを作成した参加者がほとんどだったようです。例えば、「すくう部分と、刺す部分と、持つ部分とを備えたスプーン。」というようなクレームです。しかし、本問においては、フォーク主眼に置くことも可能でした。例えば、「すくう部分と、刺す部分と、持つ部分とを備えたフォーク。」というようなクレームです。どちらが優れているかは一概にいえませんが、特許権取得後のライセンス等を考慮すれば、一般に理解しやすいスプーンを主眼に置くことが好ましいと思われる。

また、製造方法のクレームが無かったというのは、妥当であるものの意外な結果と感じられました。製造方法のクレームとは、例えば、「すくう部分及び持つ部分を備えたスプーンの、前記すくう部分の先端に複数の切り欠きを形成することを特徴とするスプーンの製造方法。」というようなクレームです。ただし、本問においては、「切り欠く」という手法の限定が加わってしまう等、限定過剰となる可能性が高いため、不向きな手段であるといえます。

なお、順位については本解説には不掲載とさせて頂き、以下回答順に解説させていただきます。



コピーOK

利用の際は必ず下記サイトを確認ください。  
[www.bunka.go.jp/jiyuriyo](http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)

### 【回答 1】

「持ち手部分と、スプーン部分と、を有する食器であって、前記スプーン部分の先端に隙間を入れて形成したフォーク部分を有する食器。」

### 【解説 1】

権利範囲の広いクレームですが、持ち手部分、スプーン部分、フォーク部分と、3つの必須構成要素はしっかり含まれています。

一方、「スプーン部分」、「フォーク部分」という記載は、その用語からは具体的構造が不明確であると判断される恐れがあります。具体的な構造、例えば、「凹部を有する（スプーン）部分」、「複数の突出部を有する（フォーク）部分」等の表現を加える方法も考えられます。

また、「隙間」という記載については、何と何との隙間なのかが不明であります。これを明確にするためには、例えば、「複数の突起の間に形成された隙間」等の表現が考えられます。

### 【回答 2】

「柄の先端に幅広くなりこの幅広い部分が一方の面に窪みを形成する部分を有するスプーンにおいて、前記窪みを形成する部分は櫛歯構造を有することを特徴とするスプーン。」

### 【解説 2】

権利範囲の広いクレームですが、柄、幅広い部分、櫛歯構造と、3つの必須構成要素はしっかり含まれています。

一方、「窪みを形成する部分は櫛歯構造を有する」という記載は、その表現が若干不明確であり、窪みを形成する部分全体が櫛歯構造を構成するようにも、窪みを形成する部分の一部が櫛歯構造を有するようにも読めます。これは、「櫛歯構造」という記載からは、スプーンの一部を指すのか、それとも窪みを形成する部分全体を指すのかが明確でないためであると思われます。

ただし、仮に窪みを形成する部分全体が櫛歯構造を構成すると解釈した場合は、フォークと実質的に同一となってしまいます。これに対して、本クレームのカテゴリーは「スプーン」ですので、一応の区別は可能です。



コピーOK

利用の際は必ず下記サイトを確認ください。  
[www.bunka.go.jp/jiyuriyo](http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)

### 【回答 3】

「凹面形状の掬い部と棒状の把持部とが連結されており、掬い部の把持部から遠い側の端部近傍から把持部の方向に向かって、1又は複数の略長方形の切れ込みを有し、かつ前記切れ込みの間の実質部が先細形状になっていることを特徴とするスプーン。」

### 【解説 3】

掬い部（すくいぶ：すくう部分の意）と、把持部（はじぶ：持つ部分との意）と、切れ込みと、3つの必須構成要素はしっかり含まれています。また、各部の形状が記載された明確なクレームであるといえます。

一方、「棒状の把持部」という記載については、例えば、板状の把持部が権利範囲に含まれない恐れがあります。

また、「掬い部の把持部から遠い側の端部近傍」という記載については、仮に把持部と掬い部との接続部分を「近い側の端部」としても、どの程度離れていれば遠い部分といえるのかが不明確であります。なお、「近傍」の用語については、それ自体が不明瞭な用語と判断される可能性もあります。

また「略長方形の切れ込み」と「実質部が先細形状」という記載については、矛盾する表現であると判断される恐れがあります。すなわち、先細形状を実現するためには、必然的に切れ込みが長方形ではなくなってしまいます。なお、「略長方形」の「略」の用語については、それ自体が不明瞭な用語と判断される可能性があります。

### 【回答 4】

「把持部の一端に掬面が設けられており、該掬面の沿端に食物を突き刺すための少なくとも1つの尖突起部を備えた食事用補助具。」

### 【解説 4】

権利範囲の広いクレームですが、把持部、掬面、尖突起部と、3つの必須構成要素はしっかり含まれています。

一方、「把持部の一端に掬面が設けられ」という記載については、把持部の一部が掬面（例えば、凹面）を備えると判断される恐れがあります。この場合、掬面を有する部分と把持部との関係が不明瞭である判断される可能性があります。

また、「食物を突き刺すための少なくとも1つの尖突起部」との記載に関しては、機能的な限定を加えることにより、より明確なクレームになっていると判断できます。反面、スパゲッティ等、麺状の物を絡める場合が除外される恐れがあります。例えば、先端が丸み



コピーOK

利用の際は必ず下記サイトを確認ください。  
[www.bunka.go.jp/jiyuriyo](http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)

を帯びているような場合は、絡めることを専ら目的としているとして、特許権の権利範囲に含まれない可能性があるでしょう。

#### 【回答 5】

「スプーンの椀状先端部の一部を切り欠くことにより、当該切り欠いた箇所にはフォークとしての機能を持たせたことを特徴とするスプーン。」

#### 【解説 5】

権利範囲の広いクレームですが、椀状先端部と切り欠いた箇所という必須構成要素が含まれています。しかし、持ち手部分については、含まれていません。この点、クレームのカテゴリーがスプーンに限定されていることから、スプーンに必須の構成要素（つまり、持ち手部分）を当然に含んでいると解釈も成り立ちます。しかし、カテゴリーから何が必須構成要素と認定されるのかは不確定事項ですので、持ち手部分という記載をクレームに追加することを要求される恐れがあります。

また、「切り欠く」との記載については、製法を限定してしまう恐れがあります。例えば、プラスチック製の先割れスプーンの場合、射出成型で製造する可能性もあり、このような場合が権利範囲に含まれない可能性があります。

また、「フォークとしての機能」という記載については、具体的な形状及び機能が不明確であると判断される恐れがあります。実際は、明細書で定義されることにより明確になると思われませんが、クレームのみの記載から明確に理解できることが望ましいと思われれます。

#### 【回答 6】

「頭部と柄部とを有するスプーンであって、上記頭部の上記柄部側とは反対側の先端に切り欠を形成し、該先端を櫛状化したことを特徴とするスプーン。」

#### 【解説 6】

権利範囲の広いクレームですが、頭部、柄部、切り欠と、3つの必須構成要素はしっかり含まれています。ただし、「頭部」という記載からは、その形状又は機能が明らかではありません。この点、クレームのカテゴリーがスプーンに限定されているため、スプーンに必須の構成要素（例えば、すくう機能を備えた頭部）を当然に含んでいると解釈も成り立ちます。しかし、カテゴリーから何が必須構成要素と認定されるのかは不確定事項ですの



コピーOK

利用の際は必ず下記サイトを確認ください。  
[www.bunka.go.jp/jiyuriyo](http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)

で、例えば、凹面形状又はすくう機能といった記載をクレームに追加することを要求される恐れがあります。

一方、「頭部と柄部とを有する」という記載からは、両者の接続関係が明らかではありません。そのため、「上記頭部の上記柄部と反対側」との記載が、どの位置を特定しているのかが、不明確と判断される可能性があります。

また、「楕状化」という記載については、楕状の形状を形成するという意味が含まれます。この場合、複数の突起を有するように解釈される恐れがあります。この点、例えば、二つの切り欠きに挟まれた一つのみの突起を有する形状の場合は、特許権の権利範囲の解釈に際して除外される可能性があるでしょう。

#### 【回答 7】

「把持部およびその一端に液体保持用の凹部を有し、前記凹部の縁部に固形物突き刺し用の凸部を設けたことを特徴とする食事用器具。」

#### 【解説 7】

権利範囲の広いクレームですが、把持部、凹部、凸部と、3つの必須構成要素はしっかり含まれています。

また、「液体保持用」という記載については、機能的な限定を加えることによりクレームがより明確になっていると評価できます。反面、凹部に穴を開ける等により代替製品を容易に製造できてしまう恐れがあります。(現実に、穴あきスプーンというものがあります。)

また「固形物突き刺し用」という記載については、スパゲッティ等、麺状の物を絡める場合が権利に範囲に含まれない恐れがあります。例えば、絡めることを専ら目的としている球状の先端を有する凸部を備える場合は、特許権の権利範囲に含まれない可能性があるでしょう。

#### 【回答 8】

「皿状の凹部を有する掬部と、前記掬部の周縁部から延伸する柄部とを備え、前記掬部は、前記周縁部において前記柄部が接続された位置から中心角が90度以上の部位に少なくとも1つの切り欠きを有するスプーン。」

#### 【解説 8】



コピーOK

利用の際は必ず下記サイトを確認ください。

[www.bunka.go.jp/jiyuriyo](http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)

掬部、柄部、切り欠きと、3つの必須構成要素がしっかり含まれています。また、掬部、柄部、切り欠きの接続関係及びその位置が記載されており、非常に明確なクレームといえます。

一方、位置が限定されているために、記載された位置以外に各部位を配置することにより回避できる恐れがあります。例えば、掬部の周縁部ではなく、周縁部よりも内側の部分（内面）から柄部を延伸させた場合は、特許権の権利範囲の解釈に際して除外される可能性があるでしょう。

また、「柄部が接続された位置から中心角が90度以上の部位」という記載は、位置を特定しつつ代替製品の製造が困難であり（実質的に、他の位置に切り欠きを設ける可能性が無い）、優れた表現であると評価できます。ただし、「中心角」という記載からは、円形又は円弧形に限定解釈される恐れがあります。例えば、四角形の掬部である場合は、特許権の権利範囲に含まれない可能性があるでしょう。なお、実施例に円弧以外の形状を有する実施例を設けるとともに、中心角の定義を明細書の中で明示すれば、このような限定解釈を回避できる可能性があります。

#### 【回答9】

「柄部とスプーン部を有するスプーンであって、前記柄部と前記スプーンとは連続的かつ一体となるように形成され、前記スプーン部の先端にはフォークとして機能しうる突起が設けられ、前記突起の総面積が前記スプーン部の総面積に占める割合は1/2以下である、スプーン。」

#### 【解説9】

柄部、スプーン部、突起と、3つの必須構成要素はしっかりカバーされています。また、柄部、スプーン部、突起の相互関係及びその大きさが記載されており、非常に明確なクレームといえます。

また、「前記突起の総面積が前記スプーン部の総面積に占める割合は1/2以下である」という記載は、スプーン部を備えつつフォークとしての機能を備えるための具体的な構成が明確になっていると評価できます。反面、スプーン部に穴を開ける等により代替製品を容易に製造できてしまう恐れがあります。（現実には、穴あきスプーンというものがあります。）なお、穴が開いているスプーン部について、穴の面積もスプーン部の面積の一部だと明細書に記載すれば、当該限定解釈を回避できる可能性があります。

また、「スプーン部」との記載からは、その具体的な構成が明らかではありません。そのため、「前記柄部と前記スプーンとは連続的かつ一体」との記載も相まって、スプーン部に柄



コピーOK

利用の際は必ず下記サイトを確認ください。  
[www.bunka.go.jp/jiyuriyo](http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)

部をも含むと判断される恐れがあります。この場合は、スプーン部の総面積に柄部の面積が加わると解釈される可能性があります。さらに、柄部とスプーン部を分離できるタイプのスプーンは、特許権の権利範囲に含まれない可能性があるでしょう。

### 【回答10】

「柄からなる持ち手部と持ち手部の片端に頭部を有し、前記頭部は凹みと前記柄と反対の先端に櫛歯を有することを特徴とするカトラリー。」

### 【解説10】

権利範囲の広いクレームですが、持ち手部、頭部、櫛歯と、3つの必須構成要素はしっかり含まれています。

一方、カテゴリーを「カトラリー（カトラリーは誤記であると思われます。）」に限定しているため、金属製の食器という狭い範囲の権利になる恐れがあります。

また、「柄」及び「持ち手部」がそれぞれ記載されており、いずれも頭部との関係で引用されています（「持ち手部の片端に頭部を有し」と「前記頭部は凹みと前記柄と反対の先端に櫛歯を有する」）。その結果、「柄」と「持ち手部」との関係が不明確であると判断される恐れがあります。

また、「櫛歯」との記載は、複数の突起を有するように解釈される恐れがあります。この点、例えば、二つの切り欠きに挟まれた一つのみの突起を有する形状の場合は、特許権の権利範囲の解釈に際して除外される可能性があるでしょう。

## 結び

以上、僭越ながら解説させて頂きましたが、いかがでしたでしょうか？楽しんでいただけたのであれば、非常に光栄であります。また、2011年もコンテスト開催の強い要望を頂いております。再び開催できれば嬉しい限りですが果たして・・・？

ところで、クレームドラフティングコンテストにご協力いただける方がいらっしゃれば、「[benrishikoza@mail.goo.ne.jp](mailto:benrishikoza@mail.goo.ne.jp)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。もちろん、ご意見・ご要望等も受け付けております。

それでは、またお会いできる日まで。

次回に続く？